

年金積立金管理運用独立行政法人における不要財産の譲渡 及び国庫納付について

1. 譲渡及び国庫納付する不要財産

登記印紙 19, 111, 600円

2. 不要財産と認められる理由

旧年金資金運用基金より登記印紙を承継したが、年金積立金管理運用独立行政法人においては、5年間で10万円程度の使用に留まっており、今後の使用見込みがないため。

3. 譲渡する理由

土地、建物及びその従物以外の国庫納付については、譲渡収入により納付する方針が示されており、これに準じているため。（「独立行政法人不要財産の納付方法について（一般会計納付財産に係る財務大臣協議対応方針）」（平成22年9月29日付財務省主計局、財務省理財局））

4. 国庫納付の時期（予定）

平成23事業年度以降の利益剰余金確定後

<参考>

不要財産の国庫納付の状況報告

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において、「日野宿舎等（2件）の存廃について検討し、事務所移転時を目途に結論を得る。」と定められ、第2期中期計画において「現在保有する全ての宿舎（日野宿舎（横浜市）及び行徳宿舎（市川市））を売却する。」と決定した職員宿舎については、以下の状況となっている。

（1）日野職員宿舎

日野職員宿舎については、平成22年12月に売買契約を締結し、平成23年1月に当該物件の引渡を行った。

不要財産の内容	帳簿価額（平成21事業年度末）
日野職員宿舎（土地298.67㎡）	64,200,000円
（建物200.82㎡）	3,251,200円

① 国庫納付の方法

譲渡収入 67,100,000円

② 国庫納付の時期（予定）

平成22事業年度の損益処理確定後

(2) 行徳職員宿舎

行徳職員宿舎については、現在売却手続き中であり、譲渡収入については、平成23事業年度以降の利益剰余金確定後に納付する予定である。

不要財産の内容	帳簿価額（平成22事業年度末）
行徳職員宿舎（土地1,661.00㎡）	539,000,000円
（建物・構築物998.29㎡）	30,548,910円



年管経発第26号
平成23年8月1日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 三谷 隆



政府出資等に係る不要財産の譲渡及び国庫納付の認可申請について

標記について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第46条の2第2項の規定に基づき譲渡及び国庫納付の認可を受けたく、申請いたします。

記

1. 不要財産の内容

登記印紙 19,111,600円
(内訳)

券種	枚数	金額
5,000円券	3,796枚	18,980,000円
1,000円券	130枚	130,000円
400円券	4枚	1,600円

2. 不要財産と認められる理由

旧年金資金運用基金より承継したが、年金積立金管理運用独立行政法人においては、5年間で10万円程度の使用に留まっており、今後の使用見込みがないため。

3. 譲渡する理由

土地、建物及びその従物以外の国庫納付については、譲渡収入により納付する方針が示されており、これに準じているため。（「独立行政法人不要財産の納付方法について（一般会計納付財産に係る財務大臣協議対応方針）」（平成22年9月29日付財務省主計局、財務省理財局））

4. 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

	年月日	帳簿価額
取得の日	平成18年4月1日	19,220,600円
申請の日	平成23年8月1日	19,111,600円

5. 譲渡によって得られる収入の見込額
市場価格による。

6. 譲渡に要する費用の費目、費用ごとの見込額及びその合計額
0円

7. 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

当該不要財産の取得に係る出資 又は支出の額	会計の区分	その他その内容
19,220,600円	年金特別会計	金銭出資

8. 譲渡の方法
一般競争による。

9. 譲渡の予定時期
11月～3月

10. 譲渡収入による国庫納付の予定時期
平成23事業年度以降の利益剰余金確定後